

平成25年9月6日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成25年第3回松島町議会定例会会議録(第1号)

---

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	(欠番)
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
代表監査委員	清 野 精 維 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

---

議 事 日 程 (第1号)

平成25年9月6日(金曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 9月6日から6月20日まで15日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 5 議案第 77号 松島町子ども・子育て会議条例の制定について(提案説明)
- 〃 第 6 議案第 78号 松島町観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について  
(提案説明)
- 〃 第 7 議案第 79号 松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止について  
(提案説明)
- 〃 第 8 議案第 80号 松島町公民館条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第 9 議案第 81号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部  
改正について(提案説明)
- 〃 第10 議案第 82号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第11 議案第 83号 松島町町税条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第12 議案第 84号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第13 議案第 85号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(提案説明)
- 〃 第14 議案第 86号 平成25年度松島町町一般会計補正予算(第4号)について(提

案説明)

- 〃 第 1 5 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
- 〃 第 1 6 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について (提案説明)
- 〃 第 1 7 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
- 〃 第 1 8 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について (提案説明)
- 〃 第 1 9 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号) について (提案説明)
- 〃 第 2 0 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について (朗読説明)
- 〃 第 2 1 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 2 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 3 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 4 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 5 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 6 議案第 9 8 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 7 議案第 9 9 号 平成 2 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 8 議案第 1 0 0 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
- 〃 第 2 9 議案第 1 0 1 号 平成 2 4 年度松島町水道事業決算認定について (提案説明)

- 〃 第30 報告第 6号 平成24年度松島町健全化判断比率について
  - 〃 第31 報告第 7号 平成24年度松島町資金不足比率について
  - 〃 第32 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの15日間に決定しました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、7月17日開催の第2回松島町議会臨時会における平成25年度一般会計補正予算においてご承認をいただきました平成23年度障害者自立支援給付費等国県負担金等返還金及び延滞金につきまして、8月7日付で本町職員3名の懲戒処分を行っております。

担当者の町民福祉課主査を減給10分の1を4カ月、管理監督者である前町民福祉課長を減給10分の1を2カ月、及び町民福祉課班長を減給10分の1を3カ月、それぞれ処分にいたしました。

また、8月22日付で松島町議員報酬等審議会より答申を受け、今般の職員に対する処分を厳粛に受けとめ、町政執行の責任者として1カ月分10%の町長及び副町長の給料を減額する松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、本会議において上程しております。

今後は、このようなことがないように、職員に対し、正確な事務処理の徹底を図ってまいります。

次に、本日資料をお配りさせていただいた松島町文化観光交流館開館式についてであります。

松島町中央公民館大規模改修工事が今月末の完成を予定しております。これを受けまして、9月29日に松島町文化観光交流館開館式を開催し、町民の皆様にな新しく生まれ変わったホールを含めた各施設のおひろめ式を予定しております。さま変わりするホールステージのシンイレとして当日は、人間国宝で古典芸能・狂言の第一人者である野村 萬氏と琉球舞踊・三味奏者で人間国宝の照喜名朝一氏の演奏と、同じく琉球舞踊家で人間国宝の玉城節子氏の共演を予定しておりますので、議員の皆様におかれましてもご参加くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例制定等が9件、平成25年度補正予算が7件、平成24年度決算認定が9件、人事案件が1件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成25年6月14日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月14日に第2回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、平成25年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご審議をいただきました。

同日、議会全員協議会において松島町復興交付金事業第6回申請概要についての報告と、松島町文化観光交流館（仮称）の設置及び管理に関する取り扱い等2件について協議させていただきました。また、全員協議会終了後、議員懇談会において松島海岸駅・松島駅へのエレベーター設置検討等4件について情報提供をさせていただきました。

6月15日には、ウルス・ブーヘル駐日スイス連邦大使が来町し、この秋開催される「ルツェルン・フェスティバル アーク・ノヴァ松島2013」について、イベントを通じた松島へのご支援のお話を受けました。

6月29日及び30日には、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの最終イベントとして

S Lが仙台駅から小牛田駅間で運行され、途中停車の松島駅において、踊り等による歓迎セレモニーが行われました。

なお、4月から6月までのキャンペーン期間中は松島では大勢の観光客が訪れ、対前年比11%増の約69万人の観光客入り込み数がありました。

7月1日には、松島の地名の発祥の地・雄島にかかる渡月橋竣工に伴う安全祈願祭並びに渡り初めが挙行されました。

同日、宮城県市町村職員退職手当組合臨時議会が招集され、出席してまいりました。

なお、本組合議会議員の任期は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までとなっております。

7月2日には、第1回松島町文化振興プロジェクト委員会を開催し、ルツェルン・フェスティバル アーク・ノヴァ松島2013など、今後開催される復興イベント等について説明し、ご意見をいただいたところであります。

なお、これまでに委員会から3回開催されております。

7月12日には、岡山県倉敷市と東日本大震災を契機として結ばれたきずなを、さらに発展させ、観光の交流促進を図るため観光交流協定を締結したところであります。

7月15日には、松島海岸中央広場にて日本三景の日を記念したセレモニーが開催され、三景の案内看板除幕式やPRのためのノベルティ配布などが行われました。

7月17日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、東日本大震災復興交付金第6回配分等に関する平成25年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

7月22日には、松島町都市再生整備計画事業効果分析委員会を開催し、松島海岸磯崎周辺地区都市再生整備計画等について説明し、ご意見をいただいたところであります。

7月28日から8月3日まで、東日本大震災に伴う松島町への継続的に支援をいただいているアメリカ合衆国のNPO団体・松島救済基金への御礼とノースカロライナ州チャペルヒル町との交流発展を目的にホームステイをする松島中学校の生徒5名、引率教諭等とともに同町を訪問してまいりました。チャペルヒル町長との面会では、姉妹都市協定締結への可能性と発展的相互交流に向けた意見交換を行いました。

8月3日の帰命院地区盆踊り大会を皮切りに各地域では盆踊り大会が催され、会場は大勢の人でにぎわい、お盆のひとつときを楽しんでおりました。

8月6日から8日までは、町の風物詩となりました瑞巖寺灯道が開催されております。

8月9日には、宮城県市町村職員退職手当組合定例議会が招集され、平成24年度本組合歳入



歳出決算などが審議・承認されました。

同日、東北大学多元物質科学研究所の早稲田名誉教授を訪問し、東北放射光施設について意見交換をさせていただきました。

8月12日には、松島町ウミネコ等被害防止対策検討委員会を開催し、ウミネコ等被害による松枯れなどについて説明し、ご意見をいただいたところであります。

8月15日から16日までは、昨年に引き続き町内の若者が中心となって、「松島に日本の夏がありました」をテーマに松島流灯会 海の盆が開催され、盆踊りや灯籠流しなどさまざまな催しが行われ、延べ4万2,500人の町民や観光客が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月19日には、松島町議会第一常任委員会に出席し、東北放射光施設の誘致状況等についてご説明をしているところであります。

8月27日には、仙石線松島海岸駅整備促進期成同盟会を開催し、松島海岸駅・松島駅へのエレベーター設置検討等について説明し、ご意見をいただいたところです。

9月3日には、平成25年度第1回松島町都市計画審議会を開催し、震災復興計画事業などについて報告し、ご意見等をいただいたところです。

同日、谷復興副大臣が来町し、本町の復旧・復興状況を視察し、復興事業の進捗状況等について説明したところであります。

次に、要望等でございますが、7月11日に平成26年度政府予算編成並びに施策に関する要望について国会議員に要望を行っております。8月30日には、自由民主党復興加速化本部大島理森本部長に対し、東北放射光施設の建設実現について要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。6月28日、7月24日、8月23日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理ですが、4件であります。内容は記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理ですが、2件を処理しております。内容は記載のとおりであります。

会議等であります。6月14日の平成25年第2回松島町議会定例会を含め総件数43件、各種会

議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。8月1日に松島議会だより第115号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。6月25日から27日の日程で第1常任委員会が兵庫県佐用町と広島県東広島市へ、また8月22日から23日の日程で議会運営委員会が長野県小布施町議会を視察しております。

議員、委員の派遣についてであります。7月24日から26日まで開催された宮城県町村議会議員講座に延べ12名の議員を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

7月29日から30日の日程で東京都で開催されました第78回町村議会広報研修会へ5名の委員を派遣しており、8月21日には東日本大震災復興セミナーが大和町で開催され、議員8名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付いたしました組合議会議員並びに広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区環境組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、吉田川流域溜池大和町外二市四ヶ町村組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会であります。

以上で、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

ここで、傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。松島町高城  
[REDACTED]  
[REDACTED]であります。

---

---

#### 日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

初めに、第1常任委員会から特区構想について報告を求めます。第1常任委員会高橋利典委員長、報告願います。

○5番（高橋利典君） 5番高橋利典でございます。第1常任委員会の所管事務調査報告書ということで報告をいたします。

調査事件・特区構想について。民間投資促進特区（ものづくり特区）における松島町の企業誘致について。

調査期日、場所については、平成25年2月8日（金曜日）、宮城県産業技術総合センター及び宮城県産業立地推進課、及び記載のとおりでございます。

出席委員は第1 常任委員会のメンバー、記載のとおりでございます。

4 番、事務調査の考え方。

本町の人口は少子高齢化による自然減少や利便性の高い地域への転出などにより減少傾向が進行し、地域経済や地域活力の低下を招いている。定住化や他地区からの転入を促進するためには雇用の場の確保は重要な課題である。東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づく民間投資特区に着目し、特区構想の中での企業誘致について調査を行った。

5 番、調査の概要。

(1)宮城県産業技術総合センターについて

地域の産業振興を目的として地域資源とセンターの技術資源（知識、設備、技術者）を活用し、『事業推進構想』に基づき、発展的・継続的に質の高い技術支援サービスを提供している。

研究開発では、企業のニーズに即した地域産業の振興に役立つテーマ、将来の技術ニーズの創出を目指したテーマなどを取り上げ研究開発を行っている。

知的財産利用について。地域企業の知的財産権活用を促進し、知的財産を核とした地域企業の技術向上を新規事業への展開の支援強化を図っている。

産学官の連携については、研究活動、地元大学などの連携及び各種交流会などの交流事業を通じて産学官の連携を強化することにより新規技術の開発・移転の促進を図っている。我が町で産業技術センターを利用した企業は見当たりませんでした。

2 番、宮城県産業立地推進課、民間投資特区（ものづくり産業版）について。

ものづくり産業復興に向けた具体的な取り組み。早期の事業再開に向けた環境の整備、事業継続を支える物流基盤の強化、自動車関連産業等のさらなる振興と企業誘致の展開、次代を担う新たな産業の集積・振興、グローバルな産業エリアの創出とグローバルビジネスの展開、新たな産業振興等による雇用機会の創出。

松島町と宮城県（産業立地推進課）では、町では担当課を主として県との連携体制をとりながら企業誘致活動の展開を行っている。企業名は公表できないとのことである。

東北放射光施設構想について、町より3月に東北放射光の誘致について宮城県へ要望書を提出したことの報告があり、調査を行った。

東北放射光施設構想について、東北大学多元物質科学研究所・早稲田東北大学名誉教授によりります。

東北放射光施設構想をスタートさせるきっかけ。

東日本大震災により東北経済が国内総生産に占める割合は高くないが、東北地域は重要な部品の生産工場が多く、我が国のみならず世界のサプライチェーンとしての機能が確認された。重要部品の生産拠点が東北以外の地域に移行する傾向もあらわれ、地域振興に抜本的な対策が必要なことから、「ものづくり」拠点として東北を再機能させる復興策が重要である。東北における科学技術・産業技術の革新的振興でものづくりの優位性維持と発展を図るという考え方が浮上した。

大型放射光施設とは。

電子を全長数百メートルのリング型や線型の加速器に入れ、光とほぼ等しい速度まで加速させ、磁場の力で電子を曲げた際に発生する放射光を利用して物質の構造の分析をする装置。生命科学や医療、エレクトロニクスなど幅広い分野にわたり企業の利用ニーズが高い。

放射光施設による経済波及効果の計測。

東北の7国立大学が誘致を進めている大型放射光施設は10年間で延べ約1万4,000人の雇用を生み、約3,235億円の効果が見込まれるとの試算を東北大学経済学研究科の林山泰久教授（環境経済学）がまとめた。

宮城県に建設された場合の想定。

施設の建設706億円、完成後の維持管理512億円、ホテルなどの来訪の増加による効果31億円、企業が新たに工場を建設するなど投資促進効果503億円、施設で開発された新製品がもたす市場規模の拡大効果1,484億円。

東北地域における新時代の中型高輝度放射光施設について、省エネ・イノベーション支援型の新時代中型高輝度放射光施設の建設を提案している。軟X線（低エネルギー）領域で高輝度なリング型光源として硬X線（高エネルギー）領域の高輝度光源である既設のSpring-8相互に補完する関係を実現する。すなわち2つの光源をあわせて持つことによって世界トップクラスにある我が国のこの分野での地位を、さらに向上させることで科学技術立国・先端産業の優位性維持を支援するものである。また、徹底的な省エネルギー技術の追求により、持続的に高い生産性を保つ世界初の新時代中型高輝度放射光施設とする。

松島町の町内の放射光施設の候補地として、県への要望書提出時には東京エレクトロン宮城松島事業所での土地利用としていたが、盛り土部分が発生するなど条件的に厳しい。平成25年8月に日本国土開発（株）により建設用地提供について、宮城郡松島町初原字宮下11番地の1ほか37筆・約141ヘクタールのうち、建設用地面積10ヘクタールの無償提供の申し入れが

ありました。

独立行政法人 理化学研究所 播磨研究所【Spring-8】(兵庫県佐用町)

放射光は、物質の解析・分析などの画期的な手段として材料科学、地球科学、生命科学、環境科学及び医学利用などさまざまな分野での学術研究、産業応用に広く利用され、今後もさらなる発展が期待されている。

Spring-8は、世界最高性能の放射光を発生することができる大型の研究施設で、平成3年から日本原子力研究所(現 独立行政法人日本原子力研究開発機構)と理化学研究所が共同で建設を開始し、約6年の歳月をかけて完成した。平成9年3月に放射光の発生を確認し、平成9年10月から広く開かれた共同利用施設として供用が開始され、21世紀を担う最先端の研究が進められている。

Spring-8施設について。

Spring-8は、科学の光ともいえる放射光を利用して科学の研究や技術の開発を行う施設で、その性能は世界一である。民間企業・大学・官公庁など国内外の諸機関がさまざまな研究開発に利用している。名前(愛称)はSuper Photon ring-8 GeV(スーパー・フォトン・リング・80億電子ボルト)に由来するものであります。Photon=光子は光の粒で、GeVはギガ電子ボルト(電子の運動エネルギーの単位)であります。

広島大学の放射光科学研究所について。

広島県東広島市、国立大学唯一の放射光研究施設。放射光科学分野の人材育成、共同利用、特色ある研究の推進、国際交流の4つの役割を担っている。

放射光利用研究。

生命科学研究の例として、世界中の大型放射光施設でX線を用いたタンパク質の構造解析が進められている。タンパク質の結晶をつくり、1個1個の位置を調べている。

一方、HiSORでは、天然状態での立体構造を調べるために円偏光紫外線を用いて液体中に溶けたタンパク質の構造を調べるなど全く利用目的を異にしている。

6番、調査の結果。

東北の7国立大学(弘前・岩手・東北・宮城教育・秋田・山形・福島)が連携して強力な電磁波(放射光)を用いて物質の構造を詳しく解析する放射光施設の東北の誘致に乗り出している。エレクトロニクスや医療などの最先端の研究成果を企業誘致や産業創出につなげ、東日本大震災からの復興に役立てる。7大学が学長レベルの推進協議会を発足させ、建設を求める要望書を文部科学省に提出するなど活動を強めている。推進会議事務局の早稲田東北大

学名誉教授によると、先端材料の企業など予備調査では潜在的な需要は約600件にのぼるとい  
う。国内には理化学研究所のSpring-8（兵庫県佐用町）、高エネルギー加速器研究機構・フ  
ァトンファクトリー（茨城県つくば市）など大小9つの放射光施設がある。東北は空白域と  
なっている。

新設を目指す放射光施設はリング型で、全長は約300メートル、直径約100メートルで軟X線  
ナノビームを中心に産業利用を目指す。設置場所は建設が認められた時点で各県から募ると  
している。既存施設の技術利用により建設費はSpring-8の約5分の1の約200億円で済むと  
いう。着工すれば3年以内に運用を開始する見込みである。

7番、所感。

東北放射光施設は広範囲なイノベーション推進研究を強力に支援する東日本の拠点機能を担  
い、東北地方及び周辺地域の科学技術・産業技術の革新的な振興による東日本大震災からの  
復興並びに我が国の「ものづくり」の優位性維持と発展に供するための中型実験施設である。  
また、予算規模は建設費200億円程度、構想実現までに要する歳月は建設期間を含めて3年以  
内という内容である。

松島町では県に対し、施設の誘致要望書を提出している。これらの調査により建設地につい  
ては地盤が固いこと、交通の利便性がよいこと、宿泊施設が十分であること、ライフライン  
が整っているなどアドバイスを得た。松島においても日本国土開発（株）より建設用地10ヘ  
クタールの無償提供の申し出がある。地質調査については、調査費がついてからとしている  
が、独自に町と所有者が共同での地質調査を行い、情報提供していくことが求められる。

誘致に際しては、放射能と放射光の違いについて住民理解（特に子育て世代）が必要で、行  
政懇談会等の説明会を開催するなど対策が求められる。誘致が実現すれば、この分野に関係  
する企業の誘致が期待され、雇用創出・定住促進にも結びつくことも考えられる。また、世  
界から多くの研究者などが会議や視察に訪れることも想定されることから交通の利便性や観  
光地のメリットを訴えながら誘致すべく宮城県を初め国や関係機関への働きかけを行って  
いくことが大切である。

その上においても、他自治体より出遅れていることから、当局はもとより一般住民による誘  
致推進協議会を設置し、議会・行政・町民と町全体での体制を整え、積極的な誘致運動を展  
開することが求められる。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりましたので、ただいまの報告に対する質疑があれば受けた

と思いますが、何かございますか。（「なし」の声あり）なしの声もありますので、質疑なしと認めます。

以上で、第1 常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、第2 常任委員会からの所管事務調査の報告を求めます。第2 常任委員会につきましては、高齢者世帯の実態調査について、次に町営住宅管理計画について、2 件の調査事項について報告を求めます。

初めに、高齢者世帯の実態調査についての報告を求めます。第2 常任委員会渋谷秀夫委員長。

○7 番（渋谷秀夫君） 第2 常任委員会所管事務調査についてご報告申し上げます。

調査事件は、高齢者世帯の実態調査についてであります。調査期日、場所は平成25年1 月23 日（水曜日）第一委員会室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、後藤良郎副委員長ほか記載のとおりでございます。

調査方法ですが、超高齢化社会を迎えている今、日常生活において手助けが必要な人を見守り、そして支え合うことの重要性が増してきている。本町においては、民生委員、社会福祉協議会、各種団体、地域そして町当局などがそれぞれの立場から支援と見守りを行っている。しかしながら、支援体制が万全といえる状況ではない。

今回の東日本大震災では、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の状況把握に課題が見られた。災害時における要援護者の安否確認や援護方法については、地域自主防災活動等でこれまでも問題視されてきたが、今回の大震災で改めて難しさが判明した。

第2 常任委員会では、ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人たちの見守り・支援を効果的に行う上で高齢者世帯の実態について把握することが必要不可欠と捉え、調査を行うこととした。

初めに、本町の高齢者を取り巻く現状について町の担当課から聞き取り調査を実施し、次に常日ごろから高齢者等と密接にかかわりがある民生委員との意見交換会を開催した。さらには平成20年度から「避難支援・見守り支えあい制度」に取り組まれている滋賀県長浜市を参考とするため視察訪問した。最終的にこれまでの調査内容を踏まえて再度町当局から聞き取りを行い、委員会としての考えをまとめた。

調査の概要であります。松島町の高齢者に関する状況、基準日は平成25年3 月31日現在であります。

高齢化率【宮城県高齢者人口調査より】

松島町の総人口1 万5,104名のうち、高齢者人口（65歳以上）は4,837名で高齢化率は32.0%

となっている。

#### 高齢者世帯【宮城県高齢者人口調査結果より】

高齢者のいる世帯数3,318世帯のうち、ひとり暮らし世帯は780世帯、2人世帯は636世帯、3人以上世帯は25世帯、高齢者が同居するその他の世帯が1,949世帯となっている。

#### 要介護認定等の状況【介護保険事業状況報告より】

第1号被保険者（65歳以上）の認定者数は719名である。サービス受給状況は、居宅介護サービス受給者数439名、地域密着型サービス受給者数71名、そして施設介護サービス受給者数167名となっている。

#### 民生委員との意見交換

調査を進めていく上で、常日ごろから高齢者と密接にかかわりのある民生委員から現状の声を聞くために意見交換会を実施した。事前に提示した質問に回答いただき、次に対話形式による意見交換を行った。この意見交換会を通して民生委員の任務（活動）の難しさ、重要さを改めて痛感させられた。日常からひとり暮らしの高齢者世帯の見回りや相談事など高齢者と密接な関係を保ち、一日たりとも気を抜けない状況にあることがわかった。特に災害時においては、給水支援ひとつをとっても容易ではないことを改めて知ることができた。そして、一番大事なこととしてプライバシーという重要課題もあるが、要援護者についての情報を互いに共有することや災害支援における各団体からの協力が不可欠であることが理解できた。

#### 先進自治体の取り組み（滋賀県長浜市）

長浜市避難支援・見守り支えあい制度（平成20年8月創設）、この制度はひとり暮らしの高齢者や重い障がいのある人など日常生活に手助けが必要な人や災害時避難に当たって支援が必要な人をあらかじめ把握し、支援を円滑に行うためのふだんから地域に住む人同士で支え合い、助け合う地域づくりを目指すことを目的としている。

制度の概要としては、要援護者の登録申請に基づき必要な情報を登録し、自治会長・民生委員・避難支援者・社会福祉協議会及び市は、その要援護者の登録情報を共有するとともに自治会では登録のあった要援護者一人一人の避難支援及び日常的な見守りに必要な事項を定める「長浜市避難支援・見守り支えあい計画」（個別計画）を作成し、地域ぐるみで要援護者を支援するものである。

平常時は自治会・民生委員・社会福祉協議会・市福祉班等が中心に活動しているとともに新聞販売店・郵便局・宅配業者・水道事業者・電気事業者等民間と連携協力し、見守り支えあうことを制度として取り組んでいる。



長浜市にあつては、この制度を策定するに当たつて最初から完璧な制度を目指して実施前に時間を費やすよりも試行錯誤の中でできることから始め、地域に合つたやり方を見つけないとの考えからスタートしている。

高齢者等の見守りや災害時支援に対する町当局の考え方及び対応について、担当課は健康長寿課高齢者支援班であります。

#### 日常における高齢者等の状況把握

高齢者等の見守りについては、重要な施策であり、行政だけでは限界があるので地域等での見守りも必要と考えている。ことし3月にみやぎ生協と高齢者の見守り活動の協定を締結しており、今後は宅配業者、郵便局、新聞販売店等の事業者と協定に向けて検討していく方向であり、見守り体制をつくっていききたい。

次に、高齢者世帯への訪問であるが、健康づくり班（保健師）による巡回健康相談、地域包括支援センターによる個々の相談希望者への訪問、それと元気ハツラツ健診に関連する訪問等を行っている。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の安否確認については、職員の数に限りがあるので宅配夕食やあったかーい等の担当者から情報収集している。また、本年度から通常業務のほかに地区分担制度をとり、見守りに留意している。参考は平成24年度実績、地域包括支援センター、相談件数1,191件、訪問件数510件となっております。

#### ②災害時における高齢者等の状況把握

基本的には災害対策本部の指示のもとで状況把握を行う。要介護・要支援認定者については、担当ケアマネージャーからの情報収集となる。今回の災害時においては、災害対策本部の指示により避難所へ保健師の派遣を行っている。また、災害時における職員への連絡方法は総務課から職員への一斉メールや連絡網により連絡を行っている。

災害時における高齢者等への支援体制であるが、災害直後の支援は困難であるので地域の協力による避難支援をお願いし、その後も安否確認の際に地区分担を行い、要援護者の訪問を行う考えである。

#### ③災害時要援護者台帳整備並びに活用

災害時要援護者台帳整備の進捗状況であるが、元気ハツラツ健康審査において登録希望の有無を調査している段階であり、今後、登録希望者に詳細説明書を郵送し、同意（希望）された方について台帳整備を行う予定である。

なお、説明等については民生委員に協力依頼し、訪問による説明の実施を考えている。

災害時要援護者台帳には、氏名・緊急連絡先・本人の状況・簡単な家族構成・かかりつけの病院・地域の支援者等の記載を予定している。また、災害時に当該台帳の一部情報を民生委員や行政員等で共有できるようにし、一時避難所での確認や2次避難所への誘導等に活用していくとのことである。

次に、当該台帳に登録しない住民のうち、登録が必要と思われる方には個別訪問し登録を勧める予定である。それ以外の方々に関しては、個人情報第三者に提供することから登録の強制はできないため地域での見守りをお願いしたい。

#### ④緊急通報システムの活用方法

ひとり暮らし老人等緊急通報システムは、これまでは空きが多かったが、広報まつしま5月号で周知したところ申し込みが多数あり、全て活用される予定である。

なお、新しく人感センサーによる機器を購入しており、順次設置予定である。

#### 6. まとめ

初めに、本町の高齢化率（平成25年3月31日現在）は32.0%で、県内35市町村中上位から数えて6番目となっている。次に、要介護認定の状況（平成25年3月31日現在）は高齢者数4,837人に対する認定者実人数719人で、いわゆる出現率が14.9%となっており、県内でも低い位置にある。この数字から、本町は元気な高齢者が多い町と言える。当委員会と民生委員との意見交換会では、民生委員との任務が高齢者世帯の見回りや相談事など密接な関係の中で一日たりとも気を抜けない状況にあること、そして災害時においては安否確認は無論のこと、給水支援ひとつをとっても容易ではないことが示された。また、プライバシー保護という重要課題もあるが、要援護者についての情報を互いに共有し、個人及び団体が互いに協力しあって支援することの必要性について確認しあった。

滋賀県長浜市の避難支援・見守り支えあい制度は、高齢者・ひとり暮らし・障がい者等誰もが登録することができる制度で、自治会・民生委員・社会福祉協議会・市福祉班等が中心になって活動されている。また、民間との連携協力も積極的に推進し、事業に取り組みされている。本町が同様の制度を検討するときに参考とすべきものとする。

本町担当課の高齢者等の見守りや災害時における高齢者等の支援については、担当課で対応できないところは民間（地域）の協力を得ながら行うとしている。特に地域を巡回する事業者との協定を検討されているようであるが、慎重かつ速やかに推し進められたい。

未登録者への対応。区役員や民生委員の交代時の引き継ぎ、登録内容の更新等々課題は幾つかあると思うが、台帳整備事業は急ぐ必要がある。緊急通報システム活用については、高齢

者の多様なニーズに応えるシステム構築を図るべきである。できることから地域に合った方法で整備を進められるよう望む。

以上であります。

○議長（櫻井公一君） ただいま報告がありましたけれども、報告に対する質疑があればうけたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、高齢者世帯の実態調査についての報告を終わります。

続いて、町営住宅管理計画についての報告を求めます。第2常任委員会渋谷秀夫委員長、お願いいたします。

○7番（渋谷秀夫君） 第2常任委員所管事務調査、調査事件・町営住宅管理計画についてご報告申し上げます。

調査期日、場所は平成25年1月23日（水曜日）第一委員会室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、後藤良郎副委員長ほか記載のとおりであります。

調査方法は、昨今の人口の減少、財政難など地方自治体を取り巻く環境がいろいろと変化しており、その変化に対応した公共施設管理の取り組みが必要となっている。今後の公共施設の管理に当たっては、総合的に企画・管理・活用・処分する取り組みが求められている。

そこで、将来的な施設の老朽度合いや発生する費用を予測し、その予測に基づいて的確に施設の改修・処分等を行いながら、最終的には利用者の満足度、施設の安全性などを勘案しつつ、来たるべき施設の更新時期に備えて長期的な費用低減を目指すべきである、そのような観点から第2常任委員会では現在検討されている町営住宅管理計画の考え方や方向性を模索するため町当局からの聞き取り調査や先進地視察等を行い、委員会として意見をとりまとめることとした。

調査の概要でございます。

町営住宅の管理状況。本町の町営住宅の管理戸数は、平成25年7月1日現在で154戸である。このうち昭和30年から昭和40年代に建築された町営住宅が76戸、50年代が54戸、平成7年以降が24戸である。また、構造物の状況は木造が76戸、RCづくりが78戸である。昭和30年から昭和40年代は木造、昭和50年代以降はRCづくりが中心になっている。このうち、耐用年数を経過している住宅が72戸である。内訳は、愛宕団地が木造14戸、昭和39年から43年整備、耐用年数30年。高城団地、RCづくり54戸、昭和56年から57年整備、耐用年数70年。新高城団地、RCづくり24戸、平成7年整備、耐用年数70年。上初原団地、木造48戸、昭和42年から45年整備、耐用年数30年。幡谷団地、木造10戸、昭和42年整備、耐用年数30年。小石浜団

地、木造4戸、昭和30年整備、耐用年数30年。

先進自治体の取り組み、岐阜県中津川市であります。

1つ、若者定住促進住宅（UIターン者用住宅）について。

中津川市の中山間地域では少子高齢化が進み、人口減少、過疎化、地域コミュニティの停滞が直面する課題になっている。高齢化率の高い集落のコミュニティ維持を支援することから外部からの若者（夫婦）世帯を呼び込むため若者定住促進住宅（UIターン者用住宅）を整備し、定住化の住宅施策を実施している。

整備状況は38戸、入居基準及び条件は入居予定者の年齢が35歳以下である者、配偶者または婚姻予約者（3カ月以内に婚姻）がいる者、5年以内に入居住宅の地区に定住すること、市税を滞納していないこと、入居者または同居者が暴力団員でないこと。

③整備区域。高齢化率の高い地域、複式学級が予想される地域、民間アパートが参入しない地域であります。

②公営住宅等の住宅施策の考え方について。

中津川市は公営住宅・特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅・若者定住促進住宅、市営単独住宅の5種類の住宅があり、合計71団地801戸を管理している。なお、老朽化等により入居者を募集しない住宅を除いた空き家戸数の合計は、平成25年5月1日現在で34戸である。

合併前の中津川市内の公営住宅については、大半が耐用年数の2分の1を経過しており、長寿命化計画を策定して耐用年数を経過した住宅については取り壊し、経過していない住宅については屋上防水や水回りの修繕などを行い、長期的な維持管理に努めている。

内訳としまして、平成25年4月1日現在、公営住宅40団地607戸、空き家19戸。②特定公共賃貸住宅8団地80戸、空き家4戸。③地域優良賃貸住宅2団地12戸、空き家4戸。④若者定住促進住宅9団地61戸、空き家ゼロ。⑤市営単独住宅13団地41戸、空き家7戸。

住宅管理計画の策定状況並びに町当局の考え方及び対応についてであります。担当課は建設課管理班であります。

①町の住宅施策の方向性（大要）は、住宅新規建設・用途廃止・長寿命化等。耐用年数が経過している木造住宅は新規建設・用途廃止・払い下げを検討し、RCづくり（高城・新高城団地）については、長寿命化等で内容を整理していきたい。地域的な事情や耐用年数により選択肢は団地単位で変わると思われるが、災害公営住宅の整備も含めた内容で計画をとりまとめる予定である。

②住宅管理計画の策定状況（進捗状況）は、現在、住宅管理計画の発注に向けて内容の整理

や調整を行っている。

③今後の策定予定スケジュールは、平成25年7月から8月まで発注・契約。平成25年9月から12月、基礎資料収集、検討、計画案作成。平成26年1月から3月、計画書修正、報告書作成。

④住宅管理計画策定に当たり課題と思われる内容は。

1. 木造住宅の用途廃止後について（用途廃止後の土地利用等について）
2. 払い下げを実施する場合に入居者が購入できるのか。（高齢者の入居が多いため金銭的負担が可能なのか）
3. 住宅を新規建築した場合に家賃が高額になること。（耐用年数の経過した住宅から新規住宅へ引っ越した場合）
4. 民間アパートへの対応について（公営住宅の過剰供給は民間アパートへの入居を阻害するのでは）
5. RCづくりの長寿命化について（長寿命化のみでは若い方々は入居しないのではないか）

⑤災害公営住宅の公営住宅としての位置づけについて

災害公営住宅は公営住宅法に基づき整備される住宅である。特徴としては整備費用に係る補助金の割合が通常事業より多い。そして公営住宅は入居資格で収入要件があるが、災害公営住宅は収入要件はなく、災害等で住居が滅失している者が入居できる制度である。

なお、一度被災者が入居した住宅は通常の公営住宅と同じように運用・管理され、2回目以降の入居者は通常の公営住宅と同じ手続により入居することになる。住宅の滅失要件はないが、同居親族要件・収入要件・住宅困窮要件により入居資格を確認する。

まとめであります。

本町では今住宅建設が進んでいるが、既存住宅地を持つ高城地区や磯崎地区、幡谷地区のくぬぎ台などが中心である。それでも人口減少が続いている。その要因は仙台経済圏の最周辺部にあるため、より便利な経済圏の中心に人口が吸収されていくことや、我が国が長期的な人口減少の中にありながら少子化傾向に対し、依然として歯どめがかかっていないことにあるものとする。

一方で、地方自治体の公共施設を取り巻く状況は1960年代からの高度経済成長期に建設された公共施設が老朽化しており、今後一斉に改修等の更新時期を迎える。本町の町営住宅も昭和30年代から昭和50年代に建てられたものが全体の約81%を占めており、厳しい財政状況の

中、町民サービスの低下を来すことなく効率的で平準化された維持管理の推進が求められている。

そのような中、本町は比較的人口が密集している南部地域と高齢化が著しい北部農村地域で構成されているが、特に北部地域での美しい田園風景と里山を残し、生かす取り組みを支える上でも地域コミュニティの存続が必要である。その定住対策として岐阜県中津川市が取り組んでいる若者定住促進住宅は大いに参考になるものと考えている。耐用年数を超える幡谷な上初原の町営住宅の払い下げ等を検討し、それに見合う公営住宅の整備を年次計画で進めるべきである。また、既存の小学校ごと既存のコミュニティ維持ができる思い切った定住対策を講じていくことも必要である。本町における住宅管理計画が、そのような内容を含むことを強く望みます。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、町営住宅管理計画についての報告を終了し、第2常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第5 議案第77号 松島町子ども・子育て会議条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第77号松島町子ども・子育て会議条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第77号、松島町子ども・子育て会議条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法は急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り

巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他の子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この中で子ども・子育て会議につきましても規定されているところであり、役割としまして教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、子ども・子育て支援事業計画に関する事、子ども・子育て支援に関する施策の推進、実施状況の調査審議に関する事が掲げられており、本町の子育て支援について実情を踏まえた計画の策定、推進を行う上で重要な役割を担うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、松島町子ども・子育て支援会議条例の設置について説明をいたします。

提案理由書の次のページになります。条例に関する説明資料により説明をいたします。

条例の概要及び形成過程等につきましては、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、子ども・子育て支援事業計画に関する事、また子ども・子育て支援に関する施策の推進、実施状況を調査審議するため設置するものでございます。

条項と内容につきましては、第1条から第7条の条立てとなっております。内容については、記載のとおりでございます。

附則には、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について定めたものでございます。

次に、資料の「地方版子ども・子育て会議」について、追補版により説明をさせていただきます。

ページ2ページをお開き願います。ページ2ページの上の部分になりますが、地方版子ども・子育て会議に関するQ&Aということで、地方版子ども・子育て会議の役割は何かということで、国で示している内容を申し上げます。

条例で、地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や市町村計画、都道府県計画を変更する際は、この会議の意見を聞かなければならないとされています。また、同会議においては、自治体における子ども・

子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況について調査審議することとされております。

続きまして、ページ6ページをお願いいたします。ページ6ページには、支援法の77条第1項の条項が示されております。この条項を読み上げさせていただきます。

第77条、市町村は、条例の定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を審議調査すること、と合議制の機関の内容がここで示されております。

それでは、第1項に、第1項の一、二、三に示しております第31条2項、第43条の3項、第61条の7項につきましては、大変申しわけないんですが、前のページお開き願います。ここで参照条文ということで、ここに一応記載をさせていただいております。

31条につきましては、特定教育・保育施設の確認の第2項になります。特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめこの77条第1項の審議会その他合議制の機関から意見を聞かなければならないとなっております。この特定教育・保育というのは、私たちの町でいえば公立の幼稚園、あとは他市町村の中では私立の幼稚園、保育所というふうなものが、これが特定教育・保育というふうになります。私どもで抱えている公立保育所・幼稚園の定員を定める場合は、この子ども会議の意見を聞くことになります。

次に、第43条、特定地域保育事業者の確認ということで、これは第3項になります。特定地域型保育事業の利用定員を定める場合も同様に第77条の1項の審議会その他合議制の機関の意見を聞かなければならないとなっております。この特定地域型保育事業の内容につきましては、これは小規模保育、20人以下の保育所になります。そして、また家庭的保育、あとは居宅訪問型保育というのを位置づけて地域型保育事業となっております。この場合も、一応定員を定める際は、この会議の意見を聞くということになります。実際松島においては、こ



のような保育所は、一応は施設はございません。

次に、第61条、これは市町村子ども・子育て支援事業計画第7項について示されております。市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは第77条第1項の審議会その他合議制の機関の意見を聞かなければならないとなっております。

この支援事業計画につきましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、子ども・子育て支援法第61条に基づきまして、この支援計画、25年度・26年度において策定をしまいたいと思っております。この策定を推進する上で、この子ども・子育て会議の意見を聞いて進めてまいりたいというふうに思います。

このように子ども・子育て支援法に基づき、松島町子ども・子育て会議条例の設置について上程をさせていただいておりますが、今後の松島の子育て支援施策、これから建設される児童館の運営、そしてまた保育所・幼稚園などのこれからのあり方、そして在宅で子育てをしている保護者への支援などについて、そのような方向性を示していただく重要な機関と考えておりますので、よろしくご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第6 議案第78号 松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定  
について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第78号松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第78号、松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

松島町中央公民館大規模改修工事により、本格的な文化ホール、観光インフォメーション等新たな施設機能の設置により質の高い芸術公演などの文化・芸術イベント並びに観光振興の推進につながる施設となることから、現在の社会教育施設から地方自治法第244条の2に定める公の施設として、新たに名称を「松島町文化観光交流館」として設置するため条例を制定するものです。

なお、これまでの松島町公民館条例につきましては、公民館として各分館の位置づけを重視し、住民の教養、生活文化の振興、社会福祉の増進に係る事業も進め、連携を図ってまいります。

また、観光の推進に関しましても、町の歴史・文化を中心に観光インフォメーションでの観光関連の紹介など、常に町民や観光客が入りやすい空間をつくり、自然に交流が行える場として活用するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例について説明申し上げます。

今回の大規模改修により、松島町中央公民館は文化ホールと観光交流のためのスペースを備えた施設に改修され、名称も松島町文化観光交流館とし、条例で定めるものです。

施設の主な変更点としましては、大集会室に590席分の可動席を設けております。公の施設として大規模なイベントが実施でき、楽屋、リハーサル室など関連する部分についても設置しております。これにより、文化ホールのイベントを町内ホテル等と連携し、企画をすることも可能となります。

これまでの公民館は社会教育法第24条により松島町公民館条例が制定され、同法23条の運営方針により、主に営利を目的とし、事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することができませんでした。これからの文化観光交流館の活用方法は、松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例第1条に定めております。

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、これまでの公民館施設では対応できなかった有益を目的とした芸術・芸能等の開催も可能となります。町民が芸術・文化に触れる機会をふやすとともに観光客と地域住民との交流ができる施設にもなります。このため、公の施設として設置し、松島町文化観光交流館として活用を図るための条例を制定するものであります。

また、地域住民と観光客の情報発信や交流の場となるように観光インフォメーションコーナーも設置し、常に町民や観光客が入りやすい空間をつくり、自然に交流が行える施設として、また町の歴史・文化の学習の場としても活用することができると考えております。

公民館活動につきましては、公民館から文化観光交流館として開館しますが、教育部局の生涯学習機能はそのまま存続し、これまで利用されている団体についても今後変わりなく利用ができます。今後、これまで公民館で管理していた施設は松島町文化観光交流館として設置条例で管理されますが、公民館の機能はそのまま存続し、住民の教養の向上・生活文化の振

興、社会福祉の増進をこれまでどおり推進し、また各地区分館活動のための事務取り扱いも当該施設内に設置し、分館活動推進も継続していくことで教育部局と協議しております。

条例につきましては、第1条では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置及び管理に関して規定したものであります。

第3条では、交流館での事業について規定しており、第5条から第11条につきましては交流館の運営に関する取り扱いについて規定したものであります。

第12条・13条につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該交流館の指定管理者移行に関する取り扱いについて定めたものであります。

最後になりますが、交流館に関する利用料金に関しましては、6月の全員協議会で説明いたしました内容で別表に記載しております。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

なお、提案理由の説明中は議員各位には私語は慎むようお願いいたします。

---

---

日程第7 議案第79号 松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止  
について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第79号松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第79号、松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

松島町中央公民館が松島町文化観光交流館として施設の位置づけが変更されることに伴い、松島町母子健康センターも文化観光交流館の一部として活用が図られるため、本条例の廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第8 議案第80号 松島町公民館条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第80号松島町公民館条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第80号、松島町公民館条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の大規模改修により、松島町中央公民館機能が文化ホール並びに観光交流施設を備えた松島町文化観光交流館に改めることに伴い、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進について、これまでどおり取り組み、各分館との連携も継続するため、松島町公民館条例について所要の改正を行うものであります。

松島町公民館の名称及び位置については従前のとおりとし、今後は公の施設として松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例に基づく施設内に公民館条例に基づく公民館事業の推進等生涯学習機能を継続して位置づけ、町民や社会教育関係各団体について継続して利用できるようにするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第9 議案第81号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例  
の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第81号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第81号、暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、文化観光交流館の設置及び母子健康センターの廃止等に伴い改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第82号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第82号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号、松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、本町職員に対する今般の懲戒処分を厳粛に受けとめ、町政執行の責任者として一月10%の町長及び副町長の給料を減額するものであります。

また、退職時の給料月額の説明として「退職手当計算のため」の文言を加え、条文を整理したものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第83号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第83号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第83号、松島町町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い改正するものであります。

主な内容であります。公的年金の所得に係る個人の町民税の特別徴収について、納税義務者が賦課期日後に松島町以外に転出した場合、特別徴収から普通徴収に切りかわることになりますが、転出後も継続して特別徴収ができることにするために改正するものです。

また、年間の特別徴収税額の平準化を図るため、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しもあわせて行ったものです。

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、特定公社債等の利子所得が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行ったものです。また、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」に改組したことに伴う所要の規定の整備をしたものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、引き続き説明させていただきます。説明は提案理由書の次のページの条例に関する説明資料により行いますので、お手数をおかけしますが、条例に関する説明資料をお開き願います。

本条例改正のもととなる地方税法の一部を改正する法律は、改正内容の施行日により当該改正法の第1条と第2条とに分けて改正がなされたものであります。当該改正法の第1条に係る条例改正は、既に6月定例会において行っており、今回の改正は第2条に係るものの条例改正であります。

主な内容について説明いたします。

まず、第47条の2第1項の2つ目の丸印のところではありますが、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収の適用を受けている納税義務者が賦課期日後に松島町の区域外に転出した場合においても、引き続き当該年度中特別徴収を継続できるようにするための改正内容でございます。

次に、47条の5につきましては、特別徴収月ごとの徴収額の例として、このページの一番下の表に記載しておりますが、この表のとおり一度生じた徴収月ごとの徴収額は平準化しないこととなります。このことを改めるため仮特別徴収税額の算定方法を見直したものでございます。

次のページをお開きください。2ページの4行目の附則第16条の3以降4ページまでの改正は金融税制に係るものであり、その改正のイメージを5ページに掲載してありますので、お手数ですが、5ページの「市（町・村）税条例（例）金融所得課税の一体化」の資料をお開き願います。

金融税制については、特に金融商品間の垣根が低くなり、税負担に左右されず金融商品を選択できるように税率等の金融所得間の課税方式を均等することと、それから損益通算を拡大するものであります。

1の金融商品に係る損益通算範囲の拡大の表をごらん願います。現行の公社債については改正後は特定公社債と一般公社債とに分割され、特定公社債については譲渡損益の非課税措置を廃止され、現行の上場株式と同じくグループに位置づけられて課税方法も同じとなります。そして、それぞれの損益通算も可能とされたものであります。

また、一般公社債につきましては、譲渡損益の非課税措置は廃止されますが、基本的には現行の利子割課税のままとなっております。それから、金融商品の性質によるグループの組みかえなども行われました。

このような国の改正を受けて本町の条例を改正したものについては、本資料の2ページ以降で説明させていただきますが、お手数ですが、2ページに戻ってください。

2ページの上から4行目の附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債等の利子所得が追加されたことに伴う所要の規定の整備をするものであります。それから、従来からの配当所得を「特定上場株式等の配当等」と定義し、今回の改正により配当割の課税対象となった利子等と区分し、従来どおりの取り扱いをするものであります。

3ページの附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を「一般株式等」と「上場株式等」に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うもので、条文の文言や引用条項の変更をしたものであります。また、上場株式等に係る譲渡所得等に関する規定を新たに附則第19条の2に新設することから、本条から上場株式等に係る規定の部分を削除したものであります。

附則第19条の2は、今お話したとおり改正前の附則第19条と同様の内容を規定したものであります。

現行の改正前の附則第19条の2から第20条までの削除規定については後ほど説明しますので、4ページをお開き願います。

附則第20条につきましては、条ずれの改正であります。3行飛びますが、附則第20条の2の改正も条ずれの改正をしたものでございます。

また、条例適用配当等に係る分離課税についても、上場株式等同様に特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備をしたものであります。

先ほど飛ばしました3ページの現行附則第19条の2から第20条までの削除規定、4ページ4行目の現行附則第20条の3の削除規定、それから4ページ中ごろの現行附則第20条の5の削除規定につきましては、地方税法の規定により地方税法の賦課徴収の基本的な条項は条例で規定するものとなっております。今回削除する規定は、単に課税標準の計算の細目を定めているものであることから、基本的事項を定める条例の性格には適さないと、そのような判断を踏まえ削除したものでございます。

附則につきましては、年金特徴に関する規定部分の施行期日を平成28年10月1日としました。それから、金融税制改正に伴う改正規定の施行期日は平成29年1月1日としたものなのであり、また必要な経過措置も規定したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第84号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第84号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第84号、松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、また同法改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年6月12日に公布されたことによる改正であり、その内容は上場株式等に係る配当所得、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を改めるものでなどであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第13 議案第85号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第85号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第85号、海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

海洋センタープールは、昭和58年のオープンから長きにわたり町の公共のプールとして親しまれてきましたが、地震や経年にわたる老朽化が急速に進行してまいりました。具体的にはプール周辺の地盤沈下を要因としてポンプ・配管等の損壊、漏水等のふぐあいが顕著になってきたところがございます。このため、より高次の機能を持つ温水プールビュウを新設稼働させ、平成19年にはこの海洋センタープールを閉館し、今後の利用等について検討してまいりました。東日本大震災により、さらに地盤沈下と躯体にゆがみが生じたことにより、修復が不可能となったことから公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団と協議し、



平成25年9月4日付で承認をいただいたことにより、プール施設を解体するためプール部分に関する条文を削除するものであります。

また、今後多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度導入に対応できる条例に整備するため条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第86号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第86号平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第86号、平成25年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金及び地域の元気臨時交付金事業等について補正するものであります。

また、7月臨時議会にて補正し、議決をいただきました障害者自立支援給付費等に係る国県負担金等の返還金等についての懲戒処分を厳粛に受けとめ、町政執行の責任者として、2款総務費1項1目一般管理費で町長・副町長の給料減額として14万9,000円の減、及び当時の担当課長の給料減額として8万円の減、並びに3款民生費1項1目社会福祉総務費において班長・担当職員の給料減額として23万9,000円の減、総額46万8,000円の給料の減額補正を計上させていただいております。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、本町職員による今般の懲戒処分を踏まえ、町政執行の責任者として町長及び副町長の給料等の減額並びに処分を受けた職員1名分の給料等の減額及び9月1日付の人事異動に伴い補正するものであります。

14目退職手当組合負担金につきましては、9月1日付の人事異動に伴い補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、平成24年度における震災復興基金事業の不用額及び平成25年8月9日付で交付決定通知のありました東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分について震災復興基金に積み立てするものであります。

19目仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎施工監理業務の精査、及び現在使用している庁舎の解体工事費について補正するものであり、またあわせて震災復興特別交付税の算定方法が明確になったことに伴い、財源についても補正するものであります。

8ページをお開き願います。

2項2目賦課徴収費につきましては、個人町民税の雑損控除のさかのぼり申告や法人町民税の確定申告に伴い町税等還付金が当初見込みより上回ることから補正するものであります。

5項2目指定統計費につきましては、平成25年7月30日付住宅・土地統計調査に係る交付金の内示に伴い補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費においては、懲戒処分を受けた職員2名分に係る給料の減額に伴い補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、老人保健に係る医療費の返還が発生したことに伴い補正するものであります。

2項6目子育て支援事業費につきましては、昨年8月に子ども・子育て関連三法が成立したことに基づき、松島町子ども・子育て支援事業計画に係る調査業務及び計画策定業務を実施するために補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、災害廃棄物仮置き場復旧工事に係る発生土砂の処理について、当初産業廃棄物処理業者への搬入を予定しておりましたが、土砂に瓦れき等の廃棄物が混入していたことから搬入ができなくなり、宮城東部衛生処理組合最終処分場へ災害廃棄物として搬入したことに伴い特別負担金を補正するものであります。

なお、宮城東部衛生処理組合に搬入したことに伴い、平成24年度繰越明許費として実施しております災害廃棄物仮置き場復旧工事費が減額となるものであります。

10ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項5目園芸振興費につきましては、11月3日に埼玉県比企郡滑川町で開催されます「滑川まつり」の参加について、滑川町吉田町長よりことしも改めて松島産カキ等の出店依頼を受けたことから出店する経費について補正するものであり、農村婦人の家の用地購入につきましては、かねてより町と地権者との協議を進めてまいりましたが、今回地権者との協議が整ったことから今回補正するものであります。

7款商工費1項4目文化観光交流館費につきましては、条例に基づき当初公民館費に計上しておりました建物等の維持管理経費について文化観光交流館の設置に伴う公民館費からの予算の組み替え及び町民グラウンドの一部を文化観光交流館利用者の利便向上を図るために松島町体育協会と協議し、文化観光交流館駐車場整備事業として地域の元気臨時交付金を財源として実施するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、狹隘道路（局部）改良事業として用地測量業務及び隅切り工事に係る用地購入費を補正するものであり、道路舗装工事につきましては、生活利便性を向上させるため未舗装区間の舗装工事費を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

5項2目公共下水道費につきましては、特定被災公共団体補償金免除繰り上げ償還に係る一般財源分について繰り出しするものであります。

9款消防費1項3目災害対策費につきましては、平成23年3月に計画改正をしました地域防災計画について東日本大震災の経験を踏まえた津波避難計画に基づく津波対策計画の大幅見直し、及び原子力災害対策計画等など、改正となった法律、指針等を反映させた計画の見直し業務について補正するものであります。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、9月1日付人事異動に伴い補正するものであります。

2項小学校費及び3項中学校費につきましては、平成24年度の国補正予算に係る事業であり、文部科学省が重点設備として指定した理科教育備品の充実を図るものであり、中学校費につきましては、東日本大震災で破損した備品が多かったことから当初予算に計上しているものであります。

14ページにわたります4項2目公民館費につきましては、9月1日付人事異動に伴うもの、及び文化観光交流館の設置に伴う予算の組み替えをするものであります。

5項3目給食施設費につきましては、学校給食センター施設の安全衛生面の向上を目的に空調設備整備工事及び床塗装整備工事を、地域の元気臨時交付金を財源の一部として実施するものであります。

4目体育施設費につきましては、かねてより松島町体育協会より要望のありました屋外屋根つき多目的運動場について、財源の見通しがついたことから補正するものであり、平成19年より使用を廃止している海洋センタープールを解体し、天候に左右されることなく多目的な運動を可能とする屋外屋根つき多目的運動場等の整備を、地域の元気臨時交付金を財源とし、

実施するものであります。

6項1目幼稚園費につきましては、職員の産前産後特別休暇及び育児休業に伴う臨時職員に係る経費を補正するものであります。

11款災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費につきましては、東日本大震災に伴いため池及び農道等の農業用施設が機能不良となっていることから農作物の作付に支障がないよう復旧工事を実施するため今回補正するものであり、これらの経費は震災復興特別交付税の対象となるものであります。

16ページをお開き願います。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、後沢川災害復旧工事に係る建物等の事後調査費及び名籠漁港防潮堤の早期発注に向けての工事費積算業務、並びに東日本大震災で被災した町道の路面等を早急に復旧させるために工事請負費を増額するものであり、これらの経費は震災復興特別交付税の対象となるものであります。

4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、東日本大震災により被災した集会施設について復旧する経費を補正するものであります。これらの経費は震災復興特別交付税の対象となるものであります。

12款公債費1項1目元金につきましては、災害援護資金貸し付けにおいて1件の繰り上げ償還の申し出があったことから県への償還金を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税1項1目個人につきましては、前年度に比べ納税義務者数及び給与所得者の所得が増加し、震災前の状況に回復しつつあり、当初の見込みを上回ることから補正するものであります。

10款地方特別交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定によるものであり、震災復興特別交付税につきましては仮庁舎整備費、災害復旧費の一般財源分について対象となる額について補正するものであります。

4ページをお開き願います。

14款使用料及び手数料につきましては、文化観光交流館の設置に伴い公民館使用料と組み替えるものであります。

15款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金につきましては、今年度から県補助金の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金へ移行となった減額し、組み替えるものであります。

4目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました理科教育設備整備費に対するものであります。

8目地域の元気臨時交付金につきましては、平成25年5月29日付交付限度額通知に伴い補正するものであります。

16款県支出金2項1目総務費県補助金につきましては、平成25年8月9日付交付決定通知に伴い補正するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、民生費国庫補助金でご説明しました子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金について補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました平成25年度住宅・土地統計調査に係る交付金の内示に伴い補正するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成24年度決算等に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れするものであります。

2項3目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました地域防災計画見直し業務に対して繰り入れするものであります。

6ページをお開き願います。

20款繰越金につきましては、平成24年度決算に伴い補正するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、現在仮庁舎を建設中ではありますが、松島橋のかけかえに伴う切り回し道路の設置により敷地内に予定していました職員駐車場の確保が困難であると見込まれることから減額するものであります。

22款町債1項1目総務費につきましては、仮庁舎整備事業について確定してきた経費等を精査し、補正するものであります。

6目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであり、これらの財源を精査、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、子ども・子育て支援事業調査計画策定業務及び地域防災計画見直し策定業務について債務負担行為を設定させていただくものであります。

また、詳細につきまして担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは詳細説明に入るわけでありませうけれども、詳細説明につきましては昼食休憩後といたします。

再開を13時といたします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）についての詳細説明に入りたいと思います。それでは、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 町民福祉課のほうは、補正予算の9ページに記載してあります子育て支援事業費の委託料の事業内容について説明をさせていただきます。主要事業説明書により説明をさせていただきます。

松島町子ども・子育て支援事業調査計画策定事業となります。

この事業は、事業の目的になりますが、子ども・子育て支援法第61条に基づき、町は国の基本指針に即して5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるというふううたわれております。これによりまして計画を策定するものでございます。

事業につきましては、2カ年というふうな事業内容となります。25年度におきましては、主にニーズ調査を行いまして、債務で26年度ということで、26年度でそのニーズ調査をもとにした策定を図っていく事業となります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 続きまして、教育委員会所管の補正予算の詳細につきまして説明をさせていただきますと思います。主要事業説明資料でページの右上のところに10ページ～11ページと記載されている文化観光交流館駐車場整備事業につきましてご説明をさせていただきますと思います。

今回のこの補正の事業の概要につきましては、中央グラウンドに新たに文化観光交流館の駐車場のスペースを確保するものでありまして、それに関する実施設計と工事について補正するものでございます。

A3判の図面を使って説明をさせていただきますと思います。

中央公民館の町民グラウンド、町道松島磯崎線側に70台程度の駐車スペースを確保したいということで今考えております。この駐車につきましては、今回文化観光交流館が新たに設置されるということもありまして今現在海洋センターまで入れますと駐車台数が約90台、普通車につきましては90台ということでこれまでやってまいりました。これにつきましては、今後多

目的なある程度のホールが完成するというでもありますので、駐車場をさらに確保して利便性を図るというものでございます。

なお、グラウンドにつきましては、野球場のソフト2面、それからサッカー1面等につきまして確保した上で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

舗装の面積につきましては、2,000平米ということで予定をしております。

続きまして、理科教材につきまして説明をさせていただきたいと思っております。補正の事項別明細の13ページと書いてある主要事業説明資料をもとにして説明させていただきたいと思っております。

この理科教育設備備品等の購入事業につきましては、国の大型補正予算ということで平成24年度の補正予算の繰り越し事業につきまして国のほうから示された内容について小中学校の理科備品について要望を取りまとめの上、国のほうに申請するものでございます。中学校につきましては、当初から町単独で中学校の備品について破損したものがございましたので予定して計上しておりましたので、今回の補正につきましては歳出については3項の小学校の備品ということになります。

歳入につきましては、小中学校合わせた今回の事業の歳入を予定しております。今回の備品購入につきましては、国が2分の1ということで配付するものでございますので、それらについて申請をしたいというふうに考えております。

続きまして、主要事業説明資料の14ページの事項別明細についての学校給食センターの施設整備事業について説明をさせていただきたいと思っております。

今現在、給食センターの調理室につきましては空調設備がございません。調理する皆様方に対しては大変厳しい環境の中での調理がこれまでであったというふうに認識しております。それを踏まえまして今回の元気臨時交付金を一部充てまして給食センターの空調設備並びに床の改修作業をしたいというふうに考えております。今回は冬休み期間中を利用して実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

空調設備につきましては、調理室、洗浄室、下処理室、事務室、控え室ということで整備をしたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、教育委員会の主要事業説明資料で事項別明細P. 15と書いてある屋外屋根付多目的運動場整備事業について説明させていただきたいと思っております。

A 3判の図面をもとにして説明させていただきたいと思っております。

今回のこのプールの解体につきましては、先ほど町長のほうからも説明があったということ

で、今回のプールにつきましては腐食が著しいということと、それからあとは地盤沈下です。これまでの数多くの地震に伴いまして地盤沈下により温水プールの稼働に伴いまして閉館したものでございます。このプールにつきましては財団の視察も受けまして、大変厳しい危険な状態にあるということの認識をいただきまして今回解体するものでございます。それにかわりまして屋外屋根付多目的運動場1面を、その場所に整備したいというふうに考えております。これにつきましては、小さい子どもから高齢者まで雨天時でも多少の運動であればできるような環境を、こういった場所に整備したいというふうに考えております。

あわせて、中央グラウンドのところにある公衆用トイレなんですけれども、これにつきましても女子トイレが1基しかないということで大変ご不便をおかけしてましたので、これらについても改修をし、女子トイレを3基にしたいというふうに考えております。これらの工事につきましては、一括したこれらの内容の中で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、教育委員会の説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 私のほうからは、地域防災計画見直し事業につきましてご説明申し上げます。事項別明細書12ページになりますが、主要事業成果説明資料に基づき説明いたします。

地域防災計画につきましては、震災時の平成23年3月に見直ししましたが、震災後に検証された事項、また津波避難計画策定により津波対策計画を大幅に見直し、また女川原子力発電所から50キロ圏内に位置することから原子力災害計画を設けるとともに、災害対策基本法が平成24年6月及び平成25年6月に改正されておりますので、現況にあった見直しを行うものでございます。

また、地域防災計画の見直しにつきましては、平成25年・26年の2カ年における債務負担行為で実施いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、私のほうからは事項別明細書の16ページ、集会施設災害復旧事業の一番最後の主要事業説明資料になります。

今回の補正額としては、事業費として2,000万円であります。2,000万の財源については記載のとおりであります。

目的でありますけれども、震災から2年半が経過しております。その間、だんだん集会施設



が傷みというか、利用する上で支障を来しているということがあります。集会施設では壁、床、水回り等々あります。そういうところが今までにいろいろ要望がありました。それを受けまして今回集会施設の災害復旧を実施するものであります。

なお、この施設につきましては、指定管理者にお願いしておりますので、各管理運営をされている指定管理者の皆さんのほうにですね、いろいろ復旧内容について調整を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、私のほうから説明資料（補正予算関係）、仮庁舎整備事業の財源についてという、これでお話しさせていただきます。

まず、1の補正の趣旨であります。当初予算の段階では仮庁舎整備事業に係る震災特交については、震災特交になりますよということは国からの通知でわかってました。ただ、本件のような橋のかけかえ等も絡む現庁舎の移転、仮庁舎整備は初めてのことでありまして、その内容に関しては、具体的には、その時点ではわからなかったという状態でした。そのため、宮城県とお話する中で現庁舎を原形復旧した場合の経費相当分は震災特交で措置されるのではないかと判断しまして3億円を震災特交として当初予算において計上したところであります。

その後、今年度に入りまして震災特交の25年度9月分の算定に向け、作業を進める中で震災特交の対象となる事業項目や、その算定方法が明確になってきたところでございます。今後、事業費の変更や、まだ確定していない庁舎の移転補償費もありますが、現時点で把握可能な範囲で財源を補正し、補正すべきものと考えております。

次に、2を飛ばしまして3の平成25年度震災特交の算定方法についてであります。これについては枠内に書いてあるとおりで、仮庁舎整備事業のうち震災特交対象事業費から震災特交対象事業費に充当すべき移転補償費を控除した額に原形復旧率を乗じて得た額が申請特交の額となります。

なお、原形復旧率とは、下の注3に書いてありますが、現庁舎の延べ床面積を仮庁舎の延べ床面積で除して得た率が、その率となります。基本的には震災特交は現庁舎の原形復旧が目的であります。ですから、現庁舎の面積を超える面積部分については震災特交の対象外になるということでございます。

これらをもとに算定した結果については、次ページ以降に記載しました。2ページには仮庁舎整備事業に係る財源の計算結果を記載しております。また、3ページには、その計算過程

等を少し詳しく記載しております。説明は2ページ一番上の表の補正後の額の計の❶と一番下の表についてのみとさせていただきます。

まず、補正後の仮庁舎整備事業に係る事業費、財源につきましては、計の❶の欄であります。事業費が7億596万9,000円、その財源は震災特交が2億5,946万5,000円、地方債が1億430万円、移転補償費が3億円、その他財源が27万円、震災特交を除く一般財源が4,193万4,000円となっております。

次に、一番下の表の補正額であります。事業費については861万円増となります。その財源として震災特交が4,053万5,000円の減、地方債が5,270万円の増、その他財源が135万円の減、一般財源が225万円の減額となっております。済みません。220万5,000円です。これにより今回補正予算を計上したものであります。震災特交、地方債は事業費の確定や移転補償費の確定により変動することになっております。

なお、先ほど飛ばしました震災特交の算定方法の根拠法令については、1ページの2に記載しておりますので、申しわけございませんが、1ページに戻ってください。

ここで記載してる内容は、一般単独災害復旧に係る震災特交の規定であります。その対象事業費は東日本大震災で被災し、地方債の発行が可能なもので、総務大臣が調査した額が震災特交の対象となるという規定となっております。通常の場合は、災害復旧費そのものの額が震災特交の対象経費になりますが、本件のような仮庁舎整備は初めてのケースであり、算定方法等判明まで時間がかかったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第87号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第87号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第87号、平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う一般会計繰出金及び一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の増に伴う保険給付費並びに平成24年度退職者医療交付金の確定に伴

う返還金について補正するものであり、また国民健康保険税について国民健康保険加入者の所得が東日本大震災前の状況に回復しつつあることから今回補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第88号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)について(提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第88号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(提案説明を)議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第88号、平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う一般会計繰出金及び後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第89号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第89号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第89号、平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う一般会計繰出金及び平成24年度支払基金交付金の確定に伴う返還金等を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第90号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第90号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第90号、平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第91号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第91号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第91号、平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の前年度繰越金について補正し、松島区の区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第92号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第92号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第92号、平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金及び特定被災公共団体補償金免除繰り上げ償還に伴う借換債等について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第 93号 平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第22 議案第 94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第23 議案第 95号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第24 議案第 96号 平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第25 議案第 97号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第26 議案第 98号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第27 議案第 99号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第28 議案第100号 平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第29 議案第101号 平成24年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） お諮りします。

日程第21、議案第93号から日程第29、議案第101号までは平成24年度各種会計決算認定に関する議案であり、関連がございますので一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

この議案の朗読については、省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第93号から日程第29、議案第101号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 初めに、3月29日開催の第1回議会臨時会における石油貯蔵施設立地対策等交付金事業での議会答弁に不適切な部分がありましたので訂正させていただきます。

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則及び宮城県石油貯蔵施設立地対策等交付金要綱でも、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合、または交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けることとなっており、財源が措置されないのは事業の繰り越しが認められないのではなく、変更申請のおくれと年次計画にない場所での変更申請は認められないの財源が措置されない理由であります。

今後、このようなことが起こらないよう事務の適正化を図ってまいります。

さて、平成24年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程してまいりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

平成24年度の日本経済状況は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により夏場にかけて回復の動きが見られたものの世界経済の減速等を背景として景気は弱い動きとなりました。景気の底割れが懸念される中、政権が交代し、長引く円高・デフレ不況からの脱却等を目指した緊急経済対策、いわゆるアベノミクスが策定され、日本経済に光が差してきた状況ではありますが、地方財政においては、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして予算計上いたしました各種事業・施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第でございます。

また、各種会計の決算審査につきまして清野・菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝申し上げます。両員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

さて、決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細省かせていただきまして決算の概要を説明申し上げます。

まず、初めに平成24年度一般会計の決算につきましては、歳入総額171億9,835万7,000円に対し、歳出総額164億6,645万6,000円となり、歳入歳出差引額7億3,190万1,000円をもって決

算しております。歳入歳出総額から繰越明許費繰越額 3 億 4,184 万 9,000 円、事故繰越額 9,825 万 1,000 円を差し引き、2 億 9,180 万 1,000 円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、1 億 8,000 万円を地方自治法の規定により基金繰り入れをするものであります。

平成 24 年度予算に対する歳入の収入率は 90.65%、歳出の執行額は 86.79% となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で 5,051 万円、収入済額で 3,584 万円とそれぞれ減額となり、徴収率は 0.6 ポイントの増となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営経費等であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生事業を実施しました。

広報公聴費につきましては、広報紙などを通じて地域に根差した情報の提供を心がけることで町政や町の動きを町民の皆様にお伝えしてまいりました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、長期総合計画第 3 次基本計画の推進のため、復興計画と連携を図りながら各事業の推進を図りました。

企業誘致に関しましては、復興土地利用計画とあわせて民間投資促進特区（ものづくり産業版）における復興産業集積区域の設定や工場立地法における緑地率を緩和する条例の制定を行うなど、受け入れ態勢の整備を図るとともに企業誘致の実現に向けた交渉を行いました。

また、定住促進に関しましては、復興支援定住促進事業補助金を交付し、半壊以上の世帯の町外への転出を防ぐとともに町外からの移住促進に努めました。さらに、町内で活躍する若手メンバーによる定住座談会を開催し、松島暮らしの魅力について情報発信する方法の検討やネットワークの拡大を図りました。

交通安全費につきましては、交通安全施設整備工事としてシングルカーブミラーの新設の 2 カ所、シングルカーブミラーの撤去再設を 2 カ所、ダブルカーブミラーを 5 カ所新設しました。また、区画線工事として停止線及び「止まれ」の路面標示を 4 カ所・延長 88.8 メートル実施し、あわせて減速させるための視覚効果のためのゼブラ破線工事を 7 カ所・延長 83.4 メートル実施し、交通事故防止に努めました。さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業といたしましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部

及び松島町交通安全母の会と連携して提供事業者への訪問及びリーフレット配布をし、飲酒運転根絶を呼びかけました。

諸費につきましては、行政区長等の移動研修会を開催し、秋田県にかほ市にて自治会及び自主防災に係る意見交換を行いました。

町民バス運行費につきましては、町民バス運行業務として交通空白地区の移動手段の確保と第二小学校及び第二幼稚園のスクールバスとして、また夏休みのプール送迎も含めて児童等の通学手段を確保し、平成24年度からは小学生の通学に係る運賃を全額減免しました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具体化に向け、津波シミュレーションを実施し、津波避難計画の策定を進めるとともに避難道路及び避難場所等の整備を初めとする復興交付金事業計画の変更申請を行い、町実施主体の32事業に対する復興交付金の配分を受け、各種復興事業の推進に取り組みました。また、復興交付金事業であります松島海岸地区避難場所整備及び手樽地区漁業集落防災機能強化事業の調査設計を、翌年度へ繰り越し実施しました。

集会施設建設費につきましては、蛇ヶ崎集会所の整備に係る工事及び高城コミュニティセンター建設に係る用地購入並びに測量業務等を実施しました。

仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎の建設に向けた設計業務等を実施しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事業を実施しました。また、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において本人確認が定められたことによる諸証明の交付等を適正に実施しました。

選挙費につきましては、6月に任期満了による鶴田川沿岸土地改良区総代選挙が、8月には任期満了による宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙が執行されましたが、ともに無投票となりました。12月には衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域社会の福祉向上を図るため、松島町社会福祉協議会を初め福祉団体等の事業に対する助成を実施したほか、高齢者や障がい者への外出支援としてタクシー利用及び燃料費の助成事業を実施しました。また、引き続き東日本大震災の被災者救援・支援としまして見舞金及び義援金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを行い、生活再建の支援に努めました。

障がい者福祉費につきましては、自立支援給付、医療給付、補装具費支給及び日常生活用具給付などの支援事業を実施し、障がい者やその家族に対して生活に密着した支援に努めました。また、障がい者のための施策に関し、本町の基本的な計画として松島町第2期障害者計



画を策定しました。

老人福祉費につきましては、本格的な高齢化社会の中、介護予防及び在宅福祉サービスに重点を置き、元気で生きがいを持って安心した生活を営んでもらえるよう事業を行いました。

ねんりんピック推進費につきましては、平成24年10月に開催されました第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（愛称・ねんりんピック宮城・仙台2012）のサッカー会場となり、高齢者等の健康の保持・社会参加、生きがいの高揚等に寄与するとともに、とっておきの松島、復興にかける元気な松島を、広くアピールしました。

児童措置費につきましては、家庭生活における経済的安定を図るため、中学校終了前までの児童の養育者に対して児童手当の支給を実施しました。

保育所費につきましては、保育に欠ける子どもの健全な発達を図ることを目的に通常保育のほか延長保育を実施し、また保護者の緊急時など保育が困難な場合等に利用できるように一時預かり事業を開始しました。

松島保育所につきましては、冷暖房設備交換工事、またシロアリ被害の対応としてシロアリ駆除及び繰り越し事業となりますが、応急対応工事を行いました。

乳幼児医療対策費につきましては、10月より入院対象年齢を15歳に達する日の属する年度末まで拡大し、子育て世代における医療費負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、各種相談や仲間づくり支援事業及び各種イベントを実施し、安心して楽しく主体的な子育てができるように支援するとともに、関係機関や地域と連携し、児童虐待や障がい児支援に積極的に取り組みました。

災害救助費につきましては、震災により発生した約6万4,000トンの災害廃棄物の処理事業の実施及び損壊家屋等107件の解体業務を実施しました。また、震災により地下水位が上昇し、被災した瑞巖寺杉並木309本の伐採を行いました。さらに、東日本大震災で被害を受けた住宅で、278件について応急修理を実施しました。

保健衛生総務費につきましては、保健・医療・福祉の連携を図りながら各ライフサイクルに合った健康プランの推進に努め、町民の健康づくりを支援しました。

自殺対策緊急強化事業につきましては、東日本大震災による心身の疲労、環境の変化による鬱状態、孤独化、及び自殺を予防するため心の健康調査・訪問指導・講演会等町民の心のケアに関する支援を実施しました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診並びに予防接種法に基づく予防接種を行いました。特に予防接種につきましては、ポリオの接種方法が変わる

など新しいワクチンの導入に伴い、町民がスムーズに接種できるように努めました。

母子衛生費につきましては、妊娠期及び乳幼児期において総合的な健診や相談を行い、疾病の予防や基本的な生活習慣の獲得により良好な母子関係が築けるように支援しました。

環境衛生費につきましては、各地域で実施したごみの清掃活動等で収集したごみの処理並びに公衆衛生組合連合会、環境美化推進員の協力のもと、町内一斉清掃に使用する防疫殺虫剤の配布及び不法投棄防止啓発看板の設置、さらには早期発見のためのパトロール活動を実施しました。

また、再生可能エネルギーの導入事業として松島町保健福祉センター及び松島中学校に太陽光発電装置・蓄電池設置事業の実施設計を行いました。

塵芥処理費につきましては、町内193カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集を行うとともに、ごみの分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じてごみの減量化を実施しました。

勤労青少年ホーム費につきましては、図書管理システムを活用し、利用者サービスの向上と蔵書管理の効率を図るとともに幼稚園及び保育所等に貸し出し文庫を実施し、図書利用の促進を図りました。

労働諸費につきましては、若年未就職者の雇用促進を図るため緊急雇用創出事業により町内の宿泊施設や観光関係事業所へ、おもてなし向上推進事業業務を委託し、就職支援に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき産地づくり対策事業を推進し、県営ほ場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆及び飼料用米の集団転作を9組織で実施し、88.5ヘクタールが実施されました。

生産調整につきましては、274.6ヘクタールが実施され、実施率は100.1%で円滑な生産調整が図れました。

さらに、地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつ市の市」、10月の「産業まつり」が開催され、安心、安全な地場産の農林水産物の提供と生産者と消費者の交流が図られました。また、7月の「日本三景の日」への参加、2月の「松島かき祭り」等への参加で観光産業との連携もなされました。さらに、埼玉県比企郡滑川町で開催された11月の「滑川まつり」へ参加し、町外組織との交流も図られました。

農村整備事業につきましては、土手外地区は9.9ヘクタールの暗渠排水工及び附帯工、下志田地区は40.46ヘクタールの暗渠排水工及び附帯工が実施されました。また、県営事業であり

ます銭神地区のかんがい排水事業の測量設計及び高城川地区揚水機場補修事業の揚水機場補修を実施し、さらに不來内排水機場の保全計画書策定に伴う負担金を支出しました。

林業振興費につきましては、長松園等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、地上散布64.78ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県及び近隣3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害拡大の防止に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖事業への支援を行いました。

漁港整備事業につきましては、復興交付金事業であります手樽地区3漁港の漁港内用地かさ上げ設計を翌年度へ繰り越し実施しました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る保証料補給を行い、商工業者の経営安定のための支援を行いました。また、緊急雇用創出事業により利府松島商工会へ中小企業等支援事業を委託し、町内の中小企業等の再建の早期実現を支援しました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、消費生活講習会を開催したほか、若者や高齢者へ啓発品を配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を張りました。

また、町内において結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、観光協会を中心とした「松島流灯会 海の盆」や恒例の「紅葉ライトアップ」等の各種イベントを開催し、元気な松島観光をPRするとともに「あなご井フェア」及び「松島かき祭り」を実施し、多くの観光客の皆様に松島のおいしい地場産品を味わっていただきました。

さらには、新たな観光資源の開発や誘客対策として仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン事業を観光事業者ほか各産業及び団体と連携して実施し、本年4月から6月において実施された仙台・宮城destinationキャンペーンの誘客につなげました。

また、町民の皆様にエキストラ出演等のご支援をいただき、映画「じんじん」の制作及び上映を応援しました。心温まる映画に仕上がった作品は本年6月末から8月下旬の県内ロングランロードショーに結びつき、多くの方に映画館のスクリーンに映る美しい松島をごらんいただきました。

本年3月には「自然と歴史が紡ぎあう、誰かを連れてきたくなるまち」の実現を図るため、平成25年度から10年間を計画期間とする松島町観光振興計画を改訂しました。

観光振興計画の中でも、プロモーション戦略として掲げている英語標記の「matsushima」を

国際的に広めていくための足がかりとして日仏自治体会議に参加しました。

松島町もっともっとPR事業では、松島ファンクラブにおいて会員383人に対し、松島ファンクラブ通信等で松島の魅力を情報発信しました。

双観荘の空調設備が老朽化により故障したため、営業に支障が出ないように早急に設備の撤去及び取り付け工事を行いました。

土木費につきましては、道路補修や除雪及び融雪等の維持管理業務及び舗装補修工事を実施しました。

道路新設改良費及び街路事業費につきましては、復興交付金事業であります松島地区・高城地区・磯崎地区・手樽地区の避難道路の調査設計を翌年度へ繰り越し実施しました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに土地区画整理事業や地区計画内における行為の届け出に対する業務、都市計画に係る各種行為に対する審議事務を実施いたしました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、一般木造住宅の耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を実施しました。

被災住宅再建事業につきましては、一部損壊住宅について、住居を50万円以上修理した方を対象に70件の補助金を交付しました。

災害公営住宅整備費につきましては、災害公営住宅40戸分の建設用地を取得しました。

住宅環境整備費につきましては、東日本大震災により地盤沈下の影響を強く受けている沿岸部で浸水のおそれのある地域を対象に被災者が行う宅地かさ上げ等の防災対策工事に対し、補助金の交付を実施しました。

消防費につきましては、消火栓用ホース及び管鎗等の消防用資機材の更新を実施するなど防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、東日本大震災を教訓とし、発電機68台を購入し、避難所等の公共施設に設置しました。

教育費につきましては、平成24年度松島町教育基本方針に基づき、やさしく、たくましい児童生徒を育成するとともに今後10年間の松島町の教育の基本理念と基本方針を定めた教育振興基本計画を策定しました。

小中学校費及び幼稚園費につきましては、未来の松島を担う元気で心豊かな子どもたちの育成のため幼児の体力づくり事業、保護者対象講演会の開催、小学校合同の遊覧船体験と相互交流、小中合同発表会等の小中連携事業を推進するとともに、夫婦町のかほ市教育委員会

との教育交流による学力向上の推進に努めました。

学校教育環境の整備につきましては、東日本大震災により被災した学校施設の本格復旧工事を実施するとともに雨漏り等の老朽化対策として松島中学校体育館の大規模改修工事を実施し、安全・安心な学校教育環境整備に努めました。

学校給食センターにおきましては、食育とふるさと食材を活用した安心・安全な学校給食を提供するとともに七ヶ浜町に学校給食調理支援を行い、復興支援にも努めました。

社会教育費につきましては、本年度におきましても地域活動や生涯学習団体活動の育成推進、子どもたちの芸術鑑賞や創作活動事業や保護者向けの家庭教育支援事業の推進などに努めました。また、子ども会のリーダーとなるジュニアリーダーの育成にも努めました。

中央公民館につきましては、公民館まつり等により芸術文化鑑賞の機会を設け、町民の文化振興を図るとともに、2年ぶりに開催した町民ふれあいスポーツ大会では町民の皆様の健康増進と交流を図りました。また、10月以降は中央公民館大規模改修工事に着手し、施設の新たな充実に努めました。

文化財保護費につきましては、瑞巖寺本堂ほかの解体修理事業及び指定文化財の震災復旧修理事業等の補助を行い、文化財の修復・保護に努めました。

地域交流センターにつきましては、教室や講座、研修等幅広い用途で使用し、生涯学習の振興に努めました。

スポーツ振興につきましては、運動公園に指定管理者制度を導入し、民間の事業者によるさまざまなノウハウを生かした自主事業を展開しました。また、東日本大震災により近隣のスポーツ施設が壊滅的な被害を受けたこともあり、被災地域の多くの方々に利用していただき、施設全体の利用人数が増加しました。

子どもの体力向上としまして「子どもの体力向上とスポーツの意識の高揚」を目的としてコーディネーショントレーニングを継続して行い、身体を動かす楽しさを通して幼児の体力やバランス感覚向上に努めました。

農業用施設災害復旧費につきましては、震災で被災しました農業用施設の復旧として落石撤去、農道補修、水路補修及びため池補修等の復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、道路舗装及びのり面等の復旧工事並びに漁港災害復旧工事の詳細設計を実施しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額22億6,163万1,000円に対し、歳出総額20億

1,309万5,000円となり、歳入歳出差引額2億4,853万6,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の福祉の増進と適切な医療給付等に努めるとともに東日本大震災の被災者支援として医療機関での被保険者の窓口負担免除及び国民健康保険税の減免を実施しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億6,992万9,000円に対し、歳出総額1億6,720万5,000円となり、歳入歳出差引額272万4,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書の引き渡しや保険料徴収事務、各種申請書等の受け付け事務を行うとともに東日本大震災の被災者支援として一部負担金免除申請及び保険料減免申請受け付け事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額14億4,072万3,000円に対し、歳出総額14億372万1,000円となり、歳入歳出差引額3,700万2,000円をもって決算を行っております。

介護保険制度の周知、相談態勢の充実に努め、関係機関と連携を図り、円滑なサービス利用及び適正な介護保険運営に努めるとともに、東日本大震災の被災者支援として介護保険料につきましては平成24年9月まで、利用者負担額につきましては平成25年3月まで減額免除措置を延長して行いました。

本町におきましては、高齢化率が県内でも高い水準にあり、高齢化率はますます進んでおります。しかし、さまざまな教室を行うことにより身体機能を低下させず、健康の保持増進を図り、要介護状態になることを予防して、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援しました。

地域包括支援センターにおきましては、認知症の理解を深めていただくために寸劇による出前講座を開催しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額495万6,000円に対し、歳出総額495万6,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者に対し、適正サービスが提供できるようにサービス事業者との連絡調整を図りました。（「休憩」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 「休憩」という声もありますが、町長のほうから「水を一杯飲んで続けたい」ということですので、続けます。

○町長（大橋健男君） 続けます。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額7,442万7,000円に対し、歳出総額6,970万7,000

円となり、歳入歳出差引額472万円をもって決算を行っております。実質収支額についても同額となっております。

観瀾亭費につきましては、瑞巖寺灯道やお月見の会での夜間営業を実施し、季節に応じた茶菓のサービス提供などで誘客に努めました。また、大ケヤキ等の樹勢回復業務等の観光施設の環境整備を図りました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドにおいて軽食を提供し、美しい松島湾を眺めながらゆっくりとお休みいただきました。また、福浦橋通行券券売機を再設置し、観光客へのサービス向上を図りました。

災害復旧費につきましては、福浦橋災害復旧工事を実施し、施設の安全確保を図りました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額187万4,000円に対し、歳出総額171万7,000円となり、歳入歳出差引額15万7,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入が主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額12億2,910万5,000円に対し、歳出総額10億9,199万3,000円となり、歳入歳出差引額1億3,711万2,000円をもって決算を行っております。歳入歳出総額から繰越明許費繰越額9,222万9,000円を差し引き、4,481万3,000円が実質収支額となっております。

歳出の主なものにつきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であります。

総流入汚水処理量は190万3,000立方メートルとなり、汚水処理に要した経費は2億8,328万9,000円であり、1立方メートル当たりの汚水処理原価は212円となっております。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により降雨時等の対応を行っております。

下水道施設整備につきましては、汚水系で反町地内取り付け管敷設工事等を実施しております。雨水系では迎山地内の雨水路工事並びに長田第二、普賢堂、高城の各雨水ポンプ場の電気・機械・配管等の更新工事を実施しております。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として災害復旧事業並びに復興交付金事業により雨水ポンプ場等の調査設計を実施しており、災害復旧工事による汚水系工事につきましては、繰り越し工事として松島処理区汚水管渠災害復旧工事等を、雨水系では豪雨等排水対策

工事等を実施しております。

なお、公債費においては元利償還金として5億8,972万8,000円を償還しております。

水道事業会計の決算であります。平成24年度水道事業の業務量につきましては、年度末給水人口1万5,106人、年度末給水戸数5,502戸、年間総配水量217万4,000立方メートル並びに年間有収水量181万3,000立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては5億6,611万4,000円となり、東日本大震災に関する水道料金減免も平成23年度で終了したこともあり、4,419万2,000円の増収となっております。水道事業費用につきましては5億5,713万9,000円となり、水道事業所用地の売却に伴う特別損失を計上したこともあり、前年度より2,804万1,000円の増額となりました。

この結果、収益的収支では897万5,000円の純利益が生じました。

次に、資本的収入につきましては、水道事業所用地の売却に係る固定資産売却収入や消火栓新設工事に係る負担金収入があり、支出につきましては消火栓新設工事を実施するほか、東日本大震災に係る震災復旧工事等の進捗状況にあわせ配水管実施設計や配水管移設工事を実施しました。

この結果、資本的収入2,428万9,000円に対し、資本的支出が4,422万6,000円となり、差し引き不足額1,993万6,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

東日本大震災に対する災害復旧事業は前年度でおおむね終了しているものの、大震災の影響と思われる漏水等修繕費は1,006万6,000円となり、修繕引当金から958万6,000円を取り崩し、経費に充当しております。

以上が、水道事業会計の決算であります。今後もおおむね一層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第93号から議案第101号までの提案理由の説明が終わりました。

次に報告に入るわけですが、ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時10分いたします。

午後1時58分 休 憩



---

午後2時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第30 報告第6号 平成24年度松島町健全化判断比率について

日程第31 報告第7号 平成24年度松島町資金不足比率について

○議長（櫻井公一君） それでは、お諮りします。

日程第30、報告第6号及び日程第31、報告第7号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

報告第6号から報告第7号までの報告を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第6号、平成24年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成24年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がない（黒字）なため、同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、横一本の棒で「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成18年度からの地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成17年度の決算から新たな指標として算定しておりましたが、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、9.8%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰り出し見込み額及び一部事務組合・広域連合等への地方債償還負担金など、平成24年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、30.4%と昨年度に比べ下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成24年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号平成24年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、本格的に平成21年4月1日から施行となりました。法第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成24年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成24年度決算で資金不足額がない（黒字）ため、同法第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額、営業収益に相当する収入額を指します。――から受託工事収益の額、これは受託工事収益に相当する収入額を指します。――を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成24年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、私のほうから配付しております報告第6号及び第7号につきまして、健全化判断比率等についての参考資料で概略的に説明させていただきます。

まず、1ページをお開き願います。

健全化判断比率としての実質赤字比率などの4つの財政指標については、町の財政状況を客

観的にあらかずもので、国が示した計算方法により求めるものであります。

その結果、4つの比率はこの表に記載のとおり数字であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、数字上は健全な状態であるといえると思います。2ページ以降に、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願います。

2ページの左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、その他の表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、計算の結果、ともにマイナス表記になっております。このことは、赤字は生じてないと。逆に黒字であるということになります。

3ページをお開き願います。

3ページの表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均であらかずものとなっております。

①から⑱までの数字は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これをもとにして国が示した計算方法で算出したものであります。

4ページをお開き願います。

4ページの表は、将来負担比率を求めたもので、この将来負担比率は地方債や債務負担行為に係るものや、松島町が負担する一部事務組合の公債費残高など将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化して計算するものであります。その計算の結果は、この下の表のとおりとなっております。

次に、5ページから7ページまでにつきましては、公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足比率を求めるものであります。

6ページをお開き願います。

6ページに記載しております資金不足比率は、資金不足額を営業収益または営業収益に相当する収入の額などの事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数字が高ければ高いほど経営状況は悪化しているというものでございます。

本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算の結果がマイナス188.44%で、また7ページに記載してあるとおり観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率の計算の結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。

このことから、本町の水道事業、観瀾亭等会計及び下水道会計は資金不足はしていないということとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告事項についての説明が終わりました。

報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。9番尾口慶悦君。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとわからないのでお聞きをしたいんですが、健全化判断比率の資金不足比率に関する審査意見書、これをちょっと見てみますと健全化比率が、将来負担比率ですね、平成22年度は60.1%あった。パーセントあった。23年度になったら50%になった。24年度になったら30%、こういうふうなことで、健全化比率が2年で半分ぐらいになると。まあ健全化がなされていると、こいなことなんだと思うんですが、どういうふうなことでこういうふうになるのか。一般的には夢見てるような話になるわけですので、ちょっと内容的なものをお知らせいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） なぜふえたかということですが、昨年度比較して今回ふえたという部分に関しましては、まず先ほど説明した4ページに計算式がございます。一番下なんですけれども、分子の出し方として将来負担額から充当可能財源額等引いた残りが分子となります。この分子について、充当可能財源等というのがあります。この充当可能財源何かといったら、簡単にいうと基金です。それで基金に関しまして昨年度は、財政調整基金だけお話ししますと、約12億がここの数字になってたと。それが24年度に関しましては、それが約19億、7億ふえた。それで分子が昨年より著しく減ったために、分母は大体同じなもので、その関係でポイントとしては20ポイントぐらい引き下がったというのが最大な原因でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今のお話でわかったんですが、私もこいつ計算してみたんですよ。そしたらことしは30.4%になったと、22年度は60%だった、こいなことでありますから、一般的にはこういうふうにかかれてもわからない。わかるようなちょっと後から説明でもしてもらえば、まあ報告だからわがなくなっちゃっていいんだというようなことになるんだと思うんですが、親切にですね、こういうふうなことで将来負担比率というのは出てくんだよと。災害があつてどっさりなつて基金もたまつたと。実際には基金も消化されるんだと思う

んでありますが、また落ちつけばこんなに差額がなくなっていくんだと思うんでありますが、そういうふうを考えていいのか。流動、どんだんどんだん流動すんのかと、こいなことになってきますとちょっと私もわがんないもんですから、どんなにふうになんのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 確かに今ちょっと災害時期なもんで震災特交、先ほどの財源問題でもお話させていただきましたけれども、その制度で24年度はちょっとこちら側では算定できないんですけれども、国の事業費ベースに合わせて来る額がありまして、それが約7億円ほど余計に来たという関係で急激に財調が膨らんだという状況です。

ただ、通常ベースであればこういうことはありませんので、今の時期だけが多分将来財政負担比率が下がっているだけで、いずれ落ちつけば通常ベースに戻ってくると、そのように考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） わかりました。

それからですね、この健全化判断比率等についての参考資料の中、さっき説明を受けたわけではありますが、この1から18までですか、こういうふうなもので計算していくんだよというふうなことでありますが、ここの6ですね、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、これは何なのかというふうなことですね。

それから、10番の事業費補正により基準財政需要額に参入された公債費、これはことしないわけではありますが、22年度は2,505万2,000円あったと、こいなことでありますが、これがどうなのかですね。

それから、もう1つ、ついでだから3つ皆私疑問に思ったことをお聞きするわけではありますが、14ですね。密度補正により基準財政需要額に参入された準元利償還金、これはいかななものか。

それから、もう1つ、次の6の内訳ですね。参考として下にあるわけではありますが、ここの右側から2番目にですね、その他これらに準すると認められるもの、こいつは3,996万だから上の6の額がそのままここに来るというふうなことでいいのかどうか、ちょっとお聞きをしたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 回答の順番ばらばらになるかもしれませんが。順番ばらばらになりま

すけれども、一番最後のやつに関しましては、参考の数字はその6に対応する数字でございます。

それで、その6に関しては、何が入るんだということなんですけれども、農業経営基盤強化資金利子補給等、それから農林水産関係の利子補給、それから合併処理浄化槽等の改良資金の利子補給等がここに入るようになります。

それから、次に10番ですけれども、10に関して、なぜないのかということなんですけれども、この表をつくるに当たって県からの指導とか県と協議して県の確認をもらいながらつくっております。その中で23年度より、この10に入ってる項目は11に対応する部分だからということで、23年度からはこの部分の記入はなくなりまして、22年度で入ってた数字を、23年度からは10を11に足した額が11の額になると。要は10番に関しましては簡単にいいますと、そもそもその表の記載欄が違ってたから元のところに戻してくださいということです。

それから、14番に関しましては、交付税で算入されたものの事業を補正したと、簡単にいうとそういうことです。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ほかにございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認め、報告を終わります。

---

### 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

諮問の朗読を省略し、諮問理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

村山秀允氏は、平成10年12月1日より人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活躍されており、現在、塩釜人権擁護委員協議会常務委員を務めております。

同氏については、平成25年12月31日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

○議長（櫻井公一君） 諮問理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、ここで意見調整を行いたいと思いますので、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議員の皆様は控え室のほうに移動してください。

暫時休憩といたします。

午後2時30分 休 憩

---

午後2時35分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

お諮りします。諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。

このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月9日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時37分 散 会